

第5章

男女平等参画を推進する社会づくり

男女平等参画社会を実現するためには、男女が能力を十分に発揮でき、多様な生き方を選択できる柔軟な社会の仕組みづくりを進めることが不可欠です。性別、年齢、既婚・未婚、子供の有無、働き方を問わず、誰もが社会の対等な構成員として、それぞれの多様性を受容し、互いに思いやり・助け合いのもとで、社会のあらゆる分野の活動とともに参画することにより、真に調和のとれた豊かな社会が形成されます。

少子・高齢化等人口構造の変化、経済・社会のグローバル化など変動する現代社会の中で、男女が共に個人として尊重され、その個性や能力を発揮するためには、学校・家庭・地域・職場における教育・学習の果たす役割は大変重要です。多様な学習の機会を提供するなど社会全体で取り組む必要があります。

人権尊重を基本とした男女平等参画社会を形成するための取組は、様々な分野にまたがっており、これらの取組を整合性をもって、総合的かつ効率的に推進することが求められます。あらゆる分野において、相互の連携を図りつつ男女平等参画を推進する体制の整備・強化が求められます。

5. 男女平等参画を推進する社会づくり

(1) 教育・学習の充実

ア 学校での男女平等
イ 研修・情報提供
ウ 多様な学習機会の提供

ア 学校での男女平等
イ 家庭・地域での教育
ウ NPO、ボランティア活動のための支援
エ 職業能力の向上

(2) 普及・広報の充実

① 情報・交流の推進

ア 情報の提供
イ 交流及び指導者研修

ア 普及啓発

② 社会制度・慣行の見直し

ア 都庁内における対応

ア 制度・慣行の検討

(3) 推進体制

ア 都における体制
イ 相談(都民からの申出)
ウ 区市町村や事業者等との連携
エ 数値目標

ア 都民・事業者における体制

(1) 教育・学習の充実

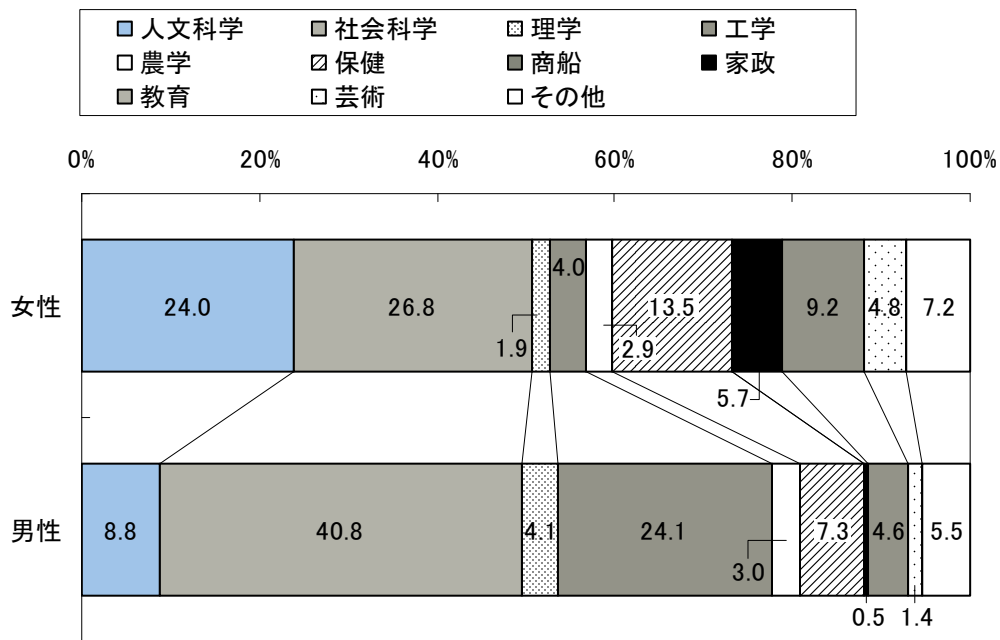
目標

学校教育における男女平等を推進し、性別にかかわらず個人を尊重する男女平等の意識をもった児童・生徒を育成します。また、都民が生涯を通じて個性と能力を育むような学習の機会を提供し、都民の男女平等参画を進めます。

■現状・課題

- 男女が共に自立して個性や能力を発揮できる男女平等参画社会を実現するためには、子供の頃から男女平等参画の理解を促していくことが重要です。そのためには、教育・学習を欠かすことができません。
- 東京都の「男女平等参画に関する世論調査」によると、学校教育における男女の地位については、男女とも8割弱が平等であると考えています。
- 文部科学省の「学校基本調査」で全国の大学生の人数を男女別に見ると、平成2年以降、男性がほぼ横ばいであるのに対し、女性はおよそ2倍に増加しています。しかし、女子学生の2割強が人文科学分野、1割が工学分野に在籍しているのに対し、男子学生の1割弱が人文科学分野、2割強が工学分野に在籍しているように、性別によって専攻分野に偏りが見られます。
- 学校教育においては、児童・生徒が男女の互いの違いを認めつつ、固定的役割分担意識にとらわれずに、その個性と能力を伸ばすことができるよう、男女平等教育を適切に推進していく必要があります。
- また、教職員の意識や行動が男女平等参画の視点に立った教育を進めていく上で大きな影響力をもっていることから、教職員の男女平等教育についての認識を高めていくことが必要です。
- 近年、価値観やライフスタイルの多様化により、生涯学習へのニーズも多様化しています。また、産業構造の変化等に伴い、職業能力の向上に対するニーズも高まっています。児童・生徒一人一人が希望と能力を重視して主体的に進路を選択する能力や態度を育てるため、望ましい勤労観・職業観の育成が求められています。社会人となっても、学び直しや新たな知識・技術を身に付けるためのリカレント教育*など、多様な学習機会を提供していく必要があります。

大学生の学部別構成比（全国）



資料：文部科学省「学校基本調査（平成 22 年度）」

■取組の方向性

- 学校においては、男女平等教育を教育課程に位置付け、組織的・計画的に男女平等教育を推進します。
- 誰もがライフスタイルに合わせて一人一人の目的と能力に応じた学習ができるようにするなど、多様なニーズに対応した学習の機会を提供します。
- 人権尊重を基盤にした男女平等参画社会の実現のため、学校、家庭、地域、職場等あらゆる場において、相互連携を図りつつ、男女平等参画を推進する教育・学習の充実を図ります。

*リカレント教育

「第7期東京都生涯学習審議会」の第2次答申（平成20年12月）では、リカレント教育とは、「主に学校教育を終えた後の社会人が大学等の教育機関を利用した教育のことを指す。職業能力向上となるより高度な知識や技術の習得、生活上の教養や豊かさのために必要な教育を生涯に渡って繰り返し学習することを意味する。」とされています。

＜ 都の施策 ＞

ア 学校での男女平等

- 学校において、個性を伸ばす教育を実践し、男女平等参画の考え方を身に付けた児童・生徒を育成します。
- 男女とも一人一人が主体的に進路を選択できるよう望ましい勤労観・職業観を育成します。

番号	事業名	事業概要	所管局
158	教育課程の適正な編成及び実施	学校が、学習指導要領を踏まえ、教育活動全体を通して組織的・計画的に男女平等教育を実施するよう、指導計画の作成など指導内容の改善のための指導・助言を行います。	教 育 庁
		男女平等教育を教育課程に位置付け、組織的・計画的に指導するよう、職層に応じた人権教育研究協議会を実施します。	
		区市教育委員会等との連携を通し、各学校が男女平等教育を適正に推進するよう、人権教育指導推進委員会を開催し、研究・協議を行います。	
		各学校における校内研修等で活用するよう、人権教育の手引きである「人権教育プログラム」に男女平等教育に関する指導資料を掲載します。	
159	学校運営の工夫・改善	各学校で、教職員が男女平等教育について正しい理解と認識を深め、指導内容や方法の改善、充実、効果的な教材の開発等を行うよう校内研修を支援します。	教 育 庁
		学校の実態に即した男女平等教育を推進するため、全都の公立学校の中から人権尊重教育推進校を指定し、その研究・実践の成果を全都に普及します。	
160	都立高校における男女別定員制の緩和	男女別募集人数の9割までを総合成績の順に決定し、1割に相当する人員を男女合同の総合成績により決定することにより、男女別定員制の緩和を図ります。	教 育 庁
161	インターンシップの推進	就業体験を通じて、社会的・職業的に自立するために必要な能力や態度を育成するため、これまでのインターンシップ実施校の実績を踏まえ、インターンシップを効果的に推進するとともに、就業体験の受入先の開拓を進めます。	教 育 庁
162	わく (Work) わく (Work) Week Tokyo (中学生の職場体験) の推進	中学生が、5日間程度学校を離れて地域の商店及び企業、公的施設等の職場で実際に仕事を体験することを通して、男女平等参画社会の一員としての自覚を促すとともに、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成します。	教 育 庁

番号	事業名	事業概要	所管局
163	進路指導の充実	学校が、キャリア教育の視点に立った進路指導の内容及び方法の工夫・改善を図り、組織的・計画的に推進できるよう支援します。	教 育 庁

イ 研修・情報提供

- 教員や社会教育関係者に対して、男女平等参画への理解を推進するための研修や情報提供を行います。

番号	事業名	事業概要	所管局
164	教職員への研修の実施	人権課題「女性」等について、今日の人権教育推進に関わる国際的な動向や東京都教育委員会の基本的な考え方、当面する人権教育推進上の諸課題について理解を深め、各学校における具体的な推進を図ることができるよう、教職員への研修を実施します。	教 育 庁
165	社会教育関係職員等研修の実施	社会教育関係指導者等を対象に、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための研修を実施します。	教 育 庁
166	情報・資料の収集と提供	都民の生涯学習及び社会教育活動に必要な情報・資料を提供します。	教 育 庁

ウ 多様な学習機会の提供

- 女性が社会で活躍するために、自己の能力の向上や再就職の準備をするための学習の場を提供します。

番号	事業名	事業概要	所管局
167	都立学校公開講座	都民の生涯学習の幅広いニーズに応えるとともに、開かれた学校の実現を目指して、都立学校の教育機能を開放し学習機会を提供します。	教育庁
168	自主学習活動の支援	東京ウィメンズプラザの施設の利用・貸出を通じて、男女平等参画に関する学習活動を支援します。	生活文化局
169	職業訓練の実施	都立職業能力開発センター等において、求職者を対象として就職に必要な知識・技能を習得できるよう職業訓練を実施するとともに、在職者を対象にしたキャリア・アップのための短期訓練も行います。また、資格取得や訓練内容等の情報提供の充実を図ります。(再掲 No.12 参照)	産業労働局
170	保育つき職業訓練の実施	子育て中の求職者に、民間教育訓練機関を活用した保育サービス付きの職業訓練を受ける機会を提供し、能力開発・早期就業を支援します。(再掲 No.21 参照)	産業労働局
171	しごとセンター事業の推進(多様な働き方に対する支援)	パート、アルバイト、派遣労働など、いわゆる正社員以外の働き方や起業・創業、NPOでの就業など雇用労働以外も含めた多様な就業形態を選択できるよう、相談窓口及び資料・情報コーナーの設置や、普及セミナーの開催、Web 上での情報サイトの運営など、総合的な情報提供による支援を実施します。(再掲 No.11 参照)	産業労働局

＜ 都民・事業者の取組 ＞

ア 学校での男女平等

- 私立学校等においても、個性を伸ばす教育を実践し、男女平等参画の考え方を身に付けた児童・生徒・学生を育成していきます。

番号	項目	概要	団体名
47	男女平等参画意識の啓発	男女平等の考えの徹底及び意識の向上 教育活動のあらゆる場において、その意識を高めます。	私立初等学校協会
		☆シンポジウムの開催等を通じ、男女共同参画社会の実現を担う次世代育成に係る事例報告を通じた情報の共有を行います。	私大連盟

番号	項目	概要	団体名
	男女平等参画意識の啓発	学校現場での男女平等参画の促進 (1)男女平等の理念を推進する学校教育及び家庭教育の充実を図ります。 (2)男女が共に家庭生活及び食生活の重要性を確認し、向上に努めるよう意識啓発に努めます。	小学校 P T A 協議会
		☆学校における男女平等の視点での教育について協力や働きかけを行います。	公立中学校 P T A 協議会
48	進路指導	就職を目指している子供とその保護者に向けて、働く場における男女平等参画を促進している企業の情報を収集・提供します。	公立高等学校 P T A 連合会
49	研修・講習会等	☆「看護の魅力」普及啓発の推進 (1)広報誌の発行 (2)中学生・高校生・社会人の一日看護体験の実施 (3)看護学校への進路相談	看護協会
		(1)教職員を対象に、男女平等参画の観点から教育の現場において必要な教育指導方法・生活指導方法・カウンセリングの基礎と実習等の研修を実施します。 (2)関係者及び父母等を対象に青年期の心理を理解するために「カウンセリング」研修を実施します。 (3)進路指導担当者を対象に、企業団体等と連携を図り、均等な雇用機会の確保のための理解を深める研修を実施します。	専修学校各種学校協会
		各学校に、男女が共同で子供に関わることをテーマにした研修会・講習会・講演会等の実施の検討を働きかけます。	公立高等学校 P T A 連合会
		家庭と学校が協力して、男女平等参画の重要性を理解し、そのための意識改革に努めます。 ・ P T A 協議会において講演会を行うなど、積極的に男女平等参画をテーマとします。	公立高等学校定通 P T A 連合会
		(1)学校におけるボランティア福祉教育とボランティア活動を通して、子供たちのボランティア活動への関心を高め、男女の人権や介護、国際理解等についての理解を促進します。 ☆(2)学校等における市民学習の推進方策の検討を行います。 ☆(3)学校等での市民学習・福祉教育が円滑に行われるよう、学校や区市町村ボランティアセンターの支援を行います。	ボランティア・市民活動センター

イ 家庭・地域での教育

○ 地域活動等を通じて、男女平等参画の学習の機会を充実します。

番号	項目	概要	団体名
50	地域での教育	人間形成の基礎を培う幼児期において、子供たちの自主と共同の態度や思いやりを育てるため、保護者に対し、研修会を実施します。	私立幼稚園 P T A 連 合 会
		P T A 活動を通して、男女平等参画の考え方を広めます。 年間の活動の中で、男女平等に関する講演会を実施し、日常生活において男女平等参画の必要性を説きます。	私立初等学 校父母の会 連 合 会
		子育てが母親だけの役割、重荷にならないように、家庭の子育てを中心に、家庭での問題、クラスや学校生活での問題、学力の問題等、保護者同士、あるいは親と教師がつながり問題解決ができる場を提供するため、研修会やP T Aの広場を実施します。 (再掲)	小学校 P T A 協 議 会
		男女が共同で子供に関わるということを学習する場の提供を考えます。 男女が協力して、思春期の子供に関わる必要なスキルを獲得するため、研修会・講演会を開催します。	公立高等学 校 P T A 連 合 会
		(1) 障害があっても子供たちが一人の人間として尊ばれ、人権意識や男女平等感覚を学校の様々な場で育てられるよう、P T A 活動や卒業後のアフターケア等での機会を捉え、取り組んでいきます。 (2) 障害があっても子供たちが一人の人間として地域に受け入れられ、人権・男女平等の理念のもとに尊ばれるよう、団体として様々な機会に発言していきます。	特別支援学 校 P T A 連 合 会
		(1) 各クラブより選出された高校生 150 名によるユース・フォーラムを隔年で開催し、これからの社会を担う若い女性のリーダーシップの育成を図ります。 (2) 高校生に対しての奨学金制度を実施します。	ソロプチミ スト日本東 リ ジ ョ ン
		国の第3次男女共同参画基本計画を知ろう 国の第3次男女共同参画基本計画策定の背景を含めて学習し、地域活動で取り組むことができる課題を選び出し、具体的な行動に結びつけます。	地域婦人団 体連盟

番号	項目	概要	団体名
51	家庭での教育	<p>幼児期に男女平等の意識の芽生えを培うため家庭環境の工夫を図ります。</p> <p>(1) 大人が無意識にってしまう「男の子（あるいは女の子）のくせに」、「男の子（あるいは女の子）なんだから」といった言動や思い込みを見直します。</p> <p>(2) 遊びや遊具、友達関係に対して性別による枠や価値観を押し付けないようにします。</p>	公立幼稚園 P T A連絡 協議会

ウ NPO、ボランティア活動のための支援

○ NPO・ボランティア活動等により、男女平等参画の促進を図ります。

番号	項目	概要	団体名
52	NPO支援	<p>大学等の教育機関とNPOとの連携による生涯学習の新たなプラットフォーム（基盤）を作ります。</p> <p>(1) 大学とNPO、行政、企業、商店街との連携による地域プラットフォームをつくり、学習や活動の機会を増やします。</p> <p>(2) NPOの総合情報サイト（NPORT）を活用して男女平等の社会参画を推進します。</p> <p>生涯学習分野におけるNPO支援事業</p> <p>(1) 産官学民連携による人材育成モデルプログラム研究及び構築を行います。生涯学習NPOにおいては、特に人材育成・教育機能を発揮することが求められていることから、大学、NPO、企業等の連携による研究を行います。</p> <p>(2) 研究成果を冊子にまとめ、広く公表することによって、今後のNPO支援研究及び多数の生涯学習分野NPOの人材育成活動に資するものとしします。</p>	NPOサポ ートセンタ ー
53	情報提供・ネットワーク	<p>幅広い関係機関、団体とのネットワークと協働の促進</p> <p>(1) 男女が共に参加できるボランティア、市民活動の情報提供と相談活動を推進します。</p> <p>① 多様な領域のボランティア、市民活動の情報をニュースレター、ボード、インターネット等で提供します。</p> <p>② ボランティア活動への参加やNPOの設立・運営について相談を行います。</p> <p>(2) 研修・講座を開催し、多様な人たちの参画による市民社会を目指します。（再掲）</p> <p>① 男女及びシニア、企業人等のボランティア、市民活動への参加促進のための研修を行います。</p> <p>② ボランティア、市民活動の体験プログラムを企画し、介護体験、育児体験など多様な参加促進の機会を提供します。</p>	ボランティ ア・市民活 動センター

番号	項目	概要	団体名
	情報提供・ネットワーク	<p>(3)子供たちがボランティア活動等に参加し、地域社会の中で健全に発達していく機会を作ります。</p> <p>・地域の中で、子供たちが健全な発達をしていくため、教育関係者やボランティア・NPOとの連携、協力のもとで多様な参加機会を作るシステムを構築します。</p> <p>☆(4)企業との協働によるNPO支援、地域貢献プログラムを推進します。</p> <p>☆(5)音訳、精神保健、日本語ボランティア等のグループ、団体のネットワークの構築支援を行います。</p> <p>☆(6)市民社会をつくるボランタリーフォーラムTOKYO2013の企画及び開催によるネットワークを推進します。</p>	ボランティア・市民活動センター

エ 職業能力の向上

- 専門性向上のための研修を実施します。

番号	項目	概要	団体名
54	看護職の教育	<p>☆看護の専門性向上のための教育</p> <p>(1)各種研修会の実施</p> <p>(2)必要な情報の提供</p>	看護協会

(2) 普及・広報の充実

① 情報・交流の推進

目標

男女平等参画に関する情報や交流の場を幅広く都民に提供していきます。

■現状・課題

- 男女平等参画について、都民や事業者の理解と協力を求めるためには、企業・地域・学校等のあらゆる場における男女の参画の状況や関連法規、諸外国の動向などについて、様々な媒体を通して、タイムリーに情報を提供する必要があります。
- 内閣府の「男女共同参画センターの現状に関する調査」によると、全国の男女共同参画センターによる情報の発信方法として、全体の8割以上が「行政の広報誌（紙）」「インターネット上のホームページ」「チラシ・ポスター」を用いています。
- 東京都においては、ホームページやメールマガジンによる情報発信を実施しているほか、都内の区市町村においても、広報誌の発行やホームページにより男女平等参画に関する普及啓発や情報提供を行っています。また、男女共同参画センターが40区市町村で設置されており、男女共同参画センターの概要や事業等に関する情報をホームページ等で提供しています。

■取組の方向性

- ホームページの活用等により、男女平等参画に関する様々な情報を幅広く提供していきます。

< 都の施策 >

ア 情報の提供

- 都民に男女平等参画に関する情報を分かりやすく効果的に発信します。

番号	事業名	事業概要	所管局
172	普及啓発及び情報提供の実施	「広報東京都」、都提供テレビ・ラジオ番組や東京都総合ホームページ等の都政一般広報媒体を活用して、男女平等推進のための普及啓発や情報提供を行います。	生活文化局
173	インターネットによる情報提供	東京ウィメンズプラザのホームページにおいて、プラザ施設の予約、開催する講座の申込みや図書類の予約・検索サービスを実施します。 また、男女平等参画ポータルサイトを設け、就職や福祉情報等、総合的な情報を提供します。	生活文化局
174	年次報告の公表	基本条例第11条に基づき年次報告を作成し、東京の男女平等参画の状況及び男女平等施策の実施状況等を公表します。	生活文化局

番号	事業名	事業概要	所管局
175	東京ウィメンズ プラザ図書資料 室の運営	都民の自己啓発、自主研究等を支援するため、関連 図書、行政資料等を収集し、提供します。	生活文化局

イ 交流及び指導者研修

- 男女平等参画を推進するために、様々な団体との交流会や研修会を実施します。

番号	事業名	事業概要	所管局
176	女性団体等との 交流	都民・団体・行政が交流を深めながら、男女平等参 画社会の実現について考えるフォーラムを開催し ます。	生活文化局

＜ 都民・事業者の取組 ＞

ア 普及啓発

- 職域や地域等での様々な活動等を通じて、男女平等参画に関する情報を提供していき
ます。各団体内で、男女平等参画に関する意識啓発を進めます。

番号	項目	概 要	団体名
55	意識啓発等	☆男女平等参画を推進する社会づくりに向けて、政 府や東京都等の周知・啓発に協力します。	商工会議所
		男女平等参画事業について、地域の総合経済団体と して積極的に取り組みます。 (1)定期的に開催している傘下商工会の事務局長を 対象とした連絡会議等において、都より講師を招聘 し、本事業についての説明・研修を実施します。 (2)多摩地域を中心とした商工会の理事会や各種部 会、青年部・女性部等への普及啓発のため講習会等 を実施します。	商工会連合 会
		(1)女性が結婚し、子供を産み育てながら、社会に 参画できる、仕事が継続できる、社会のシステムが 必要です。そのために意識の改革を行っていきま す。 ①家庭内意識の変革 家庭内で育児、家事を分担するという文化をつくり ます。特に夫の協力を働きかけます。 ②地域内意識の変革 各地区において、子供と教育について議論し、その 重要性を発信します。あわせて、父親への働きかけ を行います。	青年会議所

番号	項目	概要	団体名
	意識啓発等	③企業内で可能な行動 経営者自身が考え、経営者自身で行動できる当団体の特性を活用して、各企業に対して、子供を育てながら仕事が継続できるように様々な提案をしていきます。 ☆(2)男女共同参画の推進のためのシンポジウム等を開催します。	青年会議所
		経営者団体としての活動の中で、働く場での男女平等参画の促進などを中心に、研修会や機関紙等を通して、法令や知識の普及啓発を進めます。	工業団体連合会
		協会の会報等を活用して、男女平等参画に関する情報を提供します。	書籍出版協会
		(1)協会の各種委員会や総会等で情報伝達をします。 (2)会報、ホームページ等で情報を提供します。	看護協会
		☆毎月発行する会報の中に「男女平等参画推進の視点での広報活動ーリレーエッセイ」を掲載します。	生活協同組合連合会
56	情報提供	☆男女共同参画推進のための環境整備を図るための諸課題について、検討成果を加盟大学に還元するとともに、加盟大学における先進的な取組に係る情報の共有を図るため、シンポジウムを開催します。	私大連盟
		機関誌を通して、男女平等参画に関する情報提供を行います。特に、具体的な実施例を掲載していきます。	地域婦人団体連盟
		男女平等参画についての理解を広げ、推進体制を確立します。 (1)各会員生協の理事会での理解を広げます。 ・学習、交流を促進します。 (2)各会員生協のトップの理解とリーダーシップを高めます。 ①具体的な行動計画づくりの情報収集及び提供を行います。 ②情報交換の場を設定します。 (3)会員生協における機関及び組織への普及、啓発活動を推進します。 (4)CSR（企業の社会的責任）の重要な課題として位置づけ、コンプライアンスの観点から推進します。 ☆(5)行政の男女平等参画の取組・施策を学ぶ機会を設定します。	生活協同組合連合会
		会員生協相互の取組・先進事例に関して情報交換を行います。	

② 社会制度・慣行の見直し

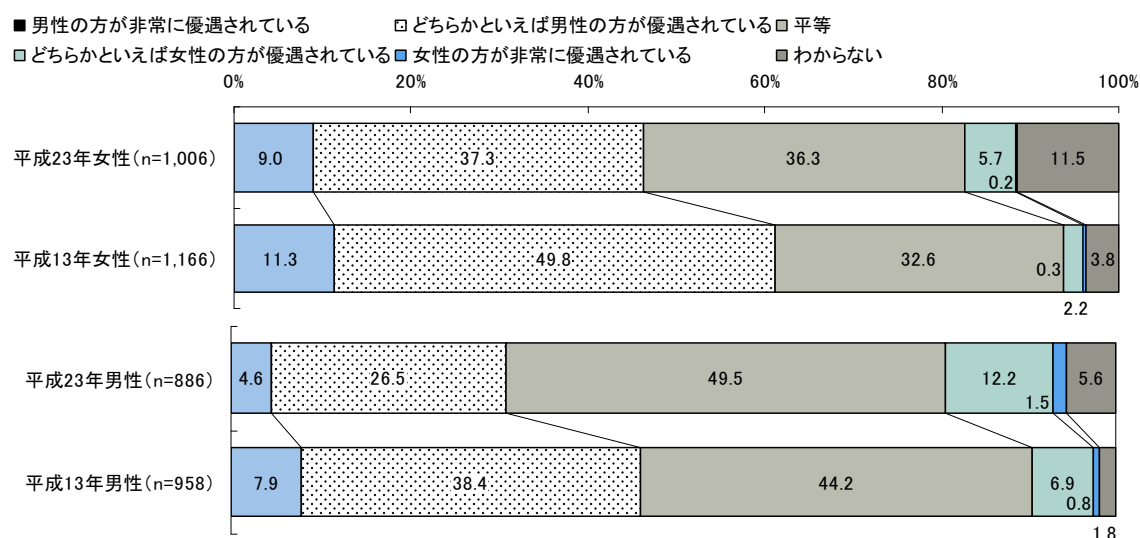
目標

社会制度や慣習・慣行について、男女平等参画の視点から見直しを図っていきます。

■現状・課題

- 東京都の「男女平等参画に関する世論調査」によると、社会通念・習慣・しきたりなどにおける男女の地位については、男性の6割強、女性の8割弱が「男性の方が優遇されている」と考えています。10年前は男女とも8割弱が「男性の方が優遇されている」と考えており、女性の意識がほとんど変わっていない状況にあります。
- 一方、法律や制度の上の男女の地位については、男性の3割強、女性の5割弱が「男性の方が優遇されている」と考えています。10年前は男性の5割弱、女性の6割が「男性の方が優遇されている」と考えており、男性で2割弱、女性で1割の意識の変化が見られます。
- また、東京都の「次世代育成支援に関する世論調査」では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という伝統的な考え方については、男女とも反対派が賛成派を上回っています。
- これまで現実に男性が主たる生計維持者となっている場合が多かったことから、税制、社会保障、配偶者手当などについては、世帯を前提とした制度となっています。しかし、近年、共働き世帯や単身世帯の増加などにより、これまでの社会制度が機能しなくなっている面があります。
- 男女が能力を十分発揮して多様な生き方を選択できる柔軟な社会の仕組みづくりのためにも、従来の制度や慣習・慣行について、男女平等参画の視点から見直しや改善を図る必要があります。

法律や制度における男女の地位の平等感（都）



資料：東京都生活文化局「男女平等参画に関する世論調査」

■取組の方向性

- 男女で取扱いの異なる社会制度や慣習・慣行について、男女平等参画の視点から見直しを図っていきます。

＜ 都の施策 ＞

ア 都庁内における対応

- 庁内の会議や研修を通して社会制度や慣習・慣行について、男女平等参画の視点から理解を求めていきます。

番号	事業名	事業概要	所管局
177	男女平等参画推進会議の運営	都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局部長を委員とする男女平等参画推進会議を運営します。	生活文化局
178	研修の実施	男女平等研修 職員を対象に研修を実施し、男女平等参画の理解を深め、事業の立案や運営への反映を図ります。 (再掲 No. 131 参照)	各局
179	都職員の旧姓使用	法令や制度上、戸籍名を使用することが必要なもの(源泉徴収・給与簿等)、対外的に法的効果を伴う行為に用いるもの(契約書、納入通知書)などを除いて、都職員の申出により、旧姓使用を認めます。	総務局 各局

＜ 都民・事業者の取組 ＞

ア 制度・慣行の検討

- 職域や地域などでの様々な活動等を通じて、社会制度や慣習・慣行の見直しを図っていきます。
- 各団体内においても、社会制度や慣習・慣行の見直しを検討していきます。

番号	項目	概要	団体名
57	懇談会等の検討	男女平等参画の視点から、協会内の制度や慣行の見直しを検討します。	書籍出版協会
58	NPOの支援	新しい組合員活動や社会的役割発揮の担い手の育成とNPOやワーカーズコレクティブ作りの支援を進めます。 (1)多様な価値観を尊重しながら、新しい組合員活動を運営できるファシリテーターを育成します。 (2)地域社会における市民組織としての役割を重視し、地域組織と連携をはかるとともに、行政や審議会などの場で社会的に主張ができるリーダーを育成します。 (3)生協の事業や活動への参加の経験を活かして、NPOやワーカーズコレクティブ結成につなげていくことができるような取組を強めます。	生活協同組合連合会

(3) 推進体制

目標	都、都民、事業者が連携して、男女平等参画社会の実現に向けて、施策や取組を推進するとともに、都民及び事業者からの男女平等参画に関する申出に適切に対応していきます。
----	----------------------------------------------------------------------------------

■現状・課題

- 男女平等参画社会を実現するためには、あらゆる主体による幅広い分野での施策や取組が必要です。そのため、国・区市町村・都と、都民・事業者・NPOなどが連携・協働して、各々の施策や取組を進める必要があります。
- 東京都男女平等参画基本条例第7条では、男女平等参画について、都民及び事業者は知事に申出ができることを定めており、これに対応する相談体制を整備し、相談機関相互の連携を強化していく必要があります。
- 男女平等参画社会の実現は、国際的にも大きな課題であり、外国諸都市とも連携・協力しながら進める必要があります。

■取組の方向性

- 男女平等参画を推進するための都の体制を整備していきます。

< 都の施策 >

ア 都における体制

- 男女平等参画を推進するため、都の体制を整備するとともに、行動計画の進捗状況についての確に実績を把握し、毎年、都民に公表します。

番号	事業名	事業概要	所管局
180	男女平等参画審議会 の運営	基本条例に基づき、知事の附属機関として設置し、行動計画及びその他男女平等参画に関する重要事項を調査審議します。	生活文化局
181	男女平等参画推進 会議の運営	都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局部長を委員とする男女平等参画推進会議を運営します。 (再掲 No. 177 参照)	生活文化局
182	年次報告の公表	基本条例第11条に基づき年次報告を作成し、東京の男女平等参画の状況及び男女平等施策の実施状況等を公表します。(再掲 No. 174 参照)	生活文化局

番号	事業名	事業概要	所管局
183	研修の実施	男女平等研修 職員を対象に男女平等参画に関する研修を実施します。(再掲 No. 131, 178 参照)	各局

イ 相談（都民からの申出）

- 男女平等参画に関して都民が相談や申出ができる体制を整備します。

番号	事業名	事業概要	所管局
184	男女平等参画に関する総合相談	東京ウィメンズプラザにおいて、男女平等参画の推進に関する問題や人権侵害など、女性の抱える様々な悩み相談、法律に関する相談、男性のための悩み相談等に対応した総合相談を実施します。	生活文化局
185	福祉相談	緊急の保護又は自立のための援助を必要とする女性等の福祉の増進を図るため、女性相談センターにおいて、電話や面接によって生活各般の相談に応じます。	福祉保健局
186	労働相談	賃金、昇給などの男女間の格差や職場におけるセクシュアル・ハラスメントなどに関して、労働相談情報センターにおいて、相談・あっせんを行います。(再掲 No. 9, 128 参照)	産業労働局
187	男女平等参画審議会の運営	基本条例に基づき、知事の附属機関として設置し、行動計画及びその他男女平等参画に関する重要事項を調査審議します。(再掲 No. 180 参照)	生活文化局

ウ 区市町村や事業者等との連携

- 都と都民及び事業者が、総合的かつ計画的に男女平等参画施策を推進するため、「東京都男女平等参画を進める会」との連携協力体制を充実します。
- 区市町村や事業者等との円滑な連携を図るため、連絡会や研修会を開催します。

番号	事業名	事業概要	所管局
188	男女平等参画を進める会の運営	基本条例に基づく行動計画の策定及び推進に関して、都民、事業者と都が、連携・協力して取り組む場として設置し、各々の行動計画の取組状況について、報告等を行います。	生活文化局
189	区市町村との連絡会議等	都における男女平等参画の効果的推進を図るため、区市町村男女平等施策担当者連絡会議等により、意見や情報の交換を行います。	生活文化局
190	区市町村男女平等参画施策推進状況調査の実施	各区市町村における男女平等参画施策の総合的な推進状況を把握し、区市町村間の情報の共有化を図るとともに調査結果を公表し、広く都民に情報を提供します。	生活文化局
191	行政機関男女雇用平等推進担当者連絡会議の開催	男女雇用平等、仕事と家庭との両立支援等に係る意見や情報交換のため、国・都・区市町村との連絡会議を開催します。	産業労働局
192	女性センター連絡会議等の開催	男女平等参画（女性）センター館長会議を開催し、東京ウィメンズプラザの事業運営等に関して、都内のセンター等から意見・提言を受けるとともに、相互に情報交換等を行うことにより、男女平等参画社会の実現を目指します。	生活文化局
193	区市町村職員等への研修の実施	区市町村の相談員等や男女平等参画（女性）センター職員等に対する支援を強化し、育成を図るため、研修を行います。	生活文化局
194	アジア大都市ネットワーク 21 共同事業「女性の社会参画」への参加	男女平等参画社会の実現に向けて、アジア大都市セミナーへ参加するなど、アジアの大都市との連携・協力により、共通の課題の解決に取り組みます。	生活文化局 知事本局

エ 数値目標

- 本行動計画に基づく施策を着実に推進するために、都民に分かりやすい目標値を設定し、基本条例に基づいて、年次報告を作成し公表します。

数値目標を掲げている事業一覧

第1章 あらゆる分野への参画の促進

番号	事業名	数値目標	事業掲載計画	目標年度	所管局
23	審議会等への女性委員の任用促進	審議会等における女性委員の任用率 35%	男女平等参画のための東京都行動計画	平成 28 年度	各局

第2章 仕事と生活の調和の実現

番号	事業名	数値目標	事業掲載計画	目標年度	所管局
43	保育サービスの拡充	保育サービス（認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭福祉員等）利用児童数 228,500 人	次世代育成支援東京都行動計画	平成 26 年度	福祉保健局
48	延長保育	延長保育の実施率（島しょ部除く。） 10 割 2 時間以上延長の実施率（延長実施保育所のうち）3 割 午後 10 時まで開所している保育所等 64 か所	次世代育成支援東京都行動計画	平成 26 年度	福祉保健局
49	病児・病後児保育事業費補助	平成 26 年度までに 140 か所	次世代育成支援東京都行動計画	平成 26 年度	福祉保健局
50	休日保育	平成 26 年度までに 100 か所	次世代育成支援東京都行動計画	平成 26 年度	福祉保健局
57	一時預かり事業補助	年間延利用人数 400,000 人	次世代育成支援東京都行動計画	平成 26 年度	福祉保健局
58	定期利用保育事業補助	年間延利用人数 400,000 人	次世代育成支援東京都行動計画	平成 26 年度	福祉保健局

番号	事業名	数値目標	事業掲載計画	目標年度	所管局
64	学童クラブ事業の充実	計画期間内に登録児童数 20,000 人増	次世代育成支援東京都行動計画	平成 26 年度	福祉保健局
65	放課後における子供の居場所づくり	1,298 か所	東京都教育ビジョン (第 2 次)	平成 26 年度	教育庁
67	ファミリー・サポート・センター事業の推進	提供会員 13,500 人	次世代育成支援東京都行動計画	平成 26 年度	福祉保健局

第 3 章 特別な配慮を必要とする男女への支援

番号	事業名	数値目標	事業掲載計画	目標年度	所管局
90	母子家庭自立支援給付金事業	都内全域実施	東京都ひとり親家庭自立支援計画	平成 26 年度	福祉保健局
107	サービス付き高齢者向け住宅の供給助成	高齢者向けケア付き賃貸住宅 (東京モデル 1) として約 6,000 戸	高齢者の居住安定確保プラン	平成 26 年度	都市整備局
108	東京都高齢者向け優良賃貸住宅の供給助成	高齢者向けケア付き賃貸住宅 (東京モデル 1) として約 6,000 戸	高齢者の居住安定確保プラン	平成 26 年度	都市整備局

第 4 章 人権が尊重される社会の形成

項目	数値目標	事業掲載計画	目標年度	所管局
区市町村における配偶者暴力対策基本計画策定団体数	47 団体	東京都配偶者暴力対策基本計画	平成 28 年度	生活文化局
区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備団体数	5 団体	東京都配偶者暴力対策基本計画	平成 28 年度	生活文化局

第 5 章 男女平等参画を推進する社会づくり

番号	事業名	数値目標	事業掲載計画	目標年度	所管局
162	わく (Work) わく (Work) Week Tokyo の推進 (中学生の職場体験) の推進	都内公立全中学校における 5 日間の職場体験の実施	東京都教育ビジョン (第 2 次)	平成 25 年度	教育庁

＜ 都民・事業者の取組 ＞

ア 都民・事業者における体制

- 男女平等参画を推進するため、東京都男女平等参画を進める会会員の体制を整備します。

番号	項目	概要	団体名
59	環境の整備等の検討	☆協会の各種委員会等で、男女平等参画に関連する課題について事業内容と共に検討します。	看護協会
		☆男女共同参画推進のための環境整備を図るため、その実現に向けた諸課題について検討します。	私大連盟
60	連携・協働	☆ボランティア・NPO等の市民活動センター及び自治体と連携、協働した活動を推進します。	ボランティア・市民活動センター